

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年3月4日)

〔件　名〕

- 1 布勢総合運動公園陸上競技場ブリスター訴訟における和解について

(緑豊かな自然課)

生 活 環 境 部

# 布勢総合運動公園陸上競技場ブリスター訴訟における和解について

平成26年3月4日  
縁豊かな自然課

平成20年3月に鳥取県が大林道路株式会社（以下「大林道路」という。）を相手取り提訴していた布勢総合運動公園陸上競技場ブリスター（※）訴訟について、平成26年2月28日の弁論準備において、裁判所から正式に和解案が提示された。

県としては、提訴以来既に6年が経過したこと、県の主張に一定の理解を得られ、大林道路側も和解に応じる意向であることから、裁判所の和解提案に応じようとするものである。

〔※ブリスター：陸上競技場トラック部分のゴム素材が浮き上がり、波打った状態になる現象のこと。〕

## 1 和解案の概要

- (1) ブリスター発生の主たる原因是、和解の相手方（大林道路）の通気管の施工不良と認める。
- (2) 県の損害額は、再改修に要した費用1億2,964万円に、平成18年度県が行った補修工事費313万円を加えた額とし、和解の基礎額として1億3,000万円を認定する。  
※県提訴額1億6,372万円は予算計上額であり、入札の結果、上記金額で改修実施
- (3) 和解の相手方（大林道路）は、解決金7,200万円を県に支払うものとする。

## 2 訴訟の経緯、概要

- 平成14年度に全天候舗装材全面張替を含む布勢陸上競技場改修工事を大林道路に発注。
- 平成15年9月の引渡し後、翌年からトラック部分全天候舗装材に軽微なブリスターがはじ始める。
- 平成18年度以降ブリスターが多数発生し、平成20年度に予定されていた第1種陸上競技場の公認認定も危ぶまれたことから、改修後5年にして再度の全面改修を決定した。
- 県は、ブリスター発生の原因は大林道路の施工ミスによるものとして、責任補償の規定等に基づき改修や弁償を求めるも大林道路側がこれを拒否した。
- 県はやむを得ず、新たに別業者により改修工事を実施し、改修に要する経費について大林道路に対する損害賠償を求めて、平成20年3月7日に鳥取地裁に提訴したもの。